

亀山市手数料条例の一部改正について

令和7年3月
亀山市議会定例会資料
建設部建築住宅課

【建築基準法及び建築物省エネ法関係手数料】

(1) 建築基準法関係手数料

ア 法改正により、小規模木造建築物について構造規定などの審査が必要となることから、確認申請手数料等の金額を改定します。

確認申請手数料（一般的な住宅規模の部分を抜粋）

床面積の合計	手数料【現行】	手数料【改正案】
30㎡超～100㎡以内	19,000円	27,000円
100㎡超～200㎡以内	41,000円	63,000円

イ 法改正により、全ての建築物の省エネ基準への適合が義務付けられるため、省エネ基準への適合の審査（仕様基準による審査）を含む建築確認審査を行う場合に加算する手数料の額を定めます。

仕様基準による審査手数料（一般的な住宅規模の部分を抜粋）

区分	床面積の合計	手数料の金額
一戸建ての住宅	200㎡以内	15,000円
	200㎡超	16,000円

ウ 法改正により、限定特定行政庁の事務が追加され、以下の項目が手数料に新設されます。

区分	手数料の金額	
大規模の修繕 大規模の模様替	修繕・模様替を行う部分の床面積を $\frac{1}{2}$ して、確認申請の手数料を適用した額	
仮使用認定	120,000円	
建築 設備	エレベーター ダムウェーター	23,000円 8,000円

(2) 建築物省エネ法関係手数料

ア 法改正により、全ての建築物の省エネ基準への適合が義務付けられ、住宅についても建築確認申請に省エネ基準に適合しているかどうかの判定書の添付が必要となったため、省エネ適合性判定手数料を新たに設けます。

省エネ適合性判定手数料（抜粋）

区分	手数料の金額
一戸建ての住宅	36,000円

イ 表示認定制度※廃止に伴い、対応する手数料を廃止します。

※表示認定制度とは、平成28年に創設された制度で、販売・賃貸事業者が建築物の省エネ性能を広告等に表示することで消費者等が建築物を購入・賃借する際に、省エネ性能の把握や比較ができるようにする制度のことです。